

事 務 連 絡
令和 2 年 9 月 7 日

関係事業者団体 各位

東京都生活文化局
消費生活部取引指導課

令和 2 年度「事業者向けコンプライアンス講習会」WEB 配信について（依頼）

日頃より、東京都の消費生活行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

東京都は、事業者が不適正な取引の防止や商品・サービスの表示に係る法令を遵守した事業活動に取り組めるよう、特定商取引法及び景品表示法に関する法令や違反事例等の解説を取り入れた講習会を実施しています。今年度は、感染症拡大防止の観点から動画配信にて実施いたします。

事業者団体・業界団体各位におかれましては、団体の WEB サイトや E メール等を通じて、本講習会について関係事業者の皆様にご案内いただきますようお願い申し上げます。

記

1 講習内容・申込方法等

・別紙の令和 2 年度「事業者向けコンプライアンス講習会」WEB 配信をご覧ください。

・下記 URL の申込フォームにてお申込みを受け付けます。

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/torihiki/compliance/>



2 申込期間

令和 2 年 9 月 7 日（月）から 9 月 28 日（月）まで

3 問合せ先

生活文化局 消費生活部 取引指導課 指導計画担当 吉田・堀

電 話 03-5388-3072（直通）

FAX 03-5388-1332

Eメール S0000580@section.metro.tokyo.jp

不適正な取引行為や不当表示、知らなかったでは済まされません！

「事業者向けコンプライアンス講習会」WEB配信 受講者募集

東京都は、事業者が不適正な取引の防止や商品・サービスの表示に係る法令を遵守した事業活動に取り組めるよう、法律や違反事例の解説を取り入れた講習会を実施しています。

今年度は、感染症拡大防止の観点からWEB配信にて実施いたします。

1 講習内容

Aコース：特定商取引法（通信販売編）		定員250名
講師	池本 誠司 弁護士	公益社団法人日本通信販売協会職員
内容 講義時間	法令・違反事例、事前質問等の解説 約90分	業界団体の参考事例 約45分
Bコース：特定商取引法（訪問販売・電話勧誘販売・特定継続的役務提供*編）		定員200名
講師	松苗 弘幸 弁護士	東京都職員
内容 講義時間	法令・違反事例、事前質問等の解説 約120分	東京都消費生活条例の解説 約15分
Cコース：景品表示法		定員550名
講師	植村 幸也 弁護士	
内容 講義時間	法令・違反事例、事前質問等の解説 約90分	

*エステティックサロン、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス

2 配信期間

令和2年11月4日（水）から11月13日（金）まで ※全コース共通

3 参加費 無料

4 対象者

都内の事業者でコンプライアンス向上の取組に携わる法務担当者、教育・研修担当者等

5 申込期間

令和2年9月7日（月）から9月28日（月）まで

6 申込方法

下記 URL から申込フォームに必要事項を入力の上、お申込みください。

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/torihiki/compliance/>



※複数コースのお申込みが可能です。ただし、事業者単位の申込みで、各コース1事業者につき2名を上限とします。（申込多数の場合、抽選。）

※お申込み時に事前質問を受け付けます。

詳しくはこちらをご覧ください。

東京暮らしWEB



<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/>

【問合せ先】
生活文化局消費生活部取引指導課
（電話）03-5388-3072